

男女共同参画苦情処理制度を知っていますか

●まず知ろう - 男女共同参画社会とは？

●男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会と規定されています。（男女共同参画社会基本法第二条）

●基本理念

男女の人権・個人の尊厳を重視

社会の制度・慣行について配慮

家庭生活と他の活動の両立

国際的協調・国際社会と協力

政策立案・決定への共同参画



●男女共同参画社会 - その目指すところの具体的なイメージは？

職場に活気を

- ・女性の方針決定過程への参画を促進し、多様な人材が活躍し生産性向上
- ・働き方の多様化を進め、男女が共に働きやすい環境で能力の最大限発揮

家庭生活の充実を

- ・家族の構成員が相互に尊重、協力し合う家族パートナーシップ強化
- ・仕事と家庭の両立支援環境を整え、男女が共に子育て、教育に参加する

地域力の向上を

- ・男女が共に地域・ボランティア活動に参加し地域コミュニティを強化
- ・地域の活性化、暮らし改善により子どもが伸びやかに育つ環境を実現

●豊島区では男女が共に意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を目指し、**性別に起因する差別等の人権侵害や男女共同参画についての区の施策への苦情などの申し出**について男女共同参画推進条例に基づき、独立した苦情処理制度を設けています。

●豊島区男女共同参画苦情処理制度とは…



●苦情・救済の申し出について…

- ①指定の苦情処理委員が皆さんや関係者からお話を伺います。
- ②男女共同参画の視点から検討し、適切・迅速に処理します。
- ③皆さんに代わり必要な調査を行い、勧告、意見表明、助言、是正の要請等を行います。
- ④皆さんのプライバシーは守られます。



●申出方法は…

- ①原則書面です。申請書は窓口、または豊島区ホームページからダウンロードできます。
- ②直接窓口で提出、または郵送かファクスでも受け付けます。
- ③申出先 **〒171-0021 豊島区西池袋2-37-4 男女平等推進センター（エポック10）内 豊島区男女共同参画 苦情処理委員宛** ファクス **03-5391-1015**

●色々な疑問？お手続きについてのお問い合わせ？等は **エポック10**まで電話かメールでお願いします。●TEL03-5952-9501/Eメール A0011400@city.toshima.lg.jp まで。